

別記様式第七（第二十八条関係）（昭 46 建令 4・昭 49 総府令 39・昭 50 総府令 64・昭 53 総府令 23
・昭 58 総府令 39・平 6 総府令 29・平 12 総府令 103・平 17 国交令 45・一部改正、平 18 国交令・旧別
記様式第五繰下・一部改正）

表

登録申請書		収入印紙又は証紙 はり付け欄 (消印してはならない)	
該当するものを○で囲む。		※登録番号	宮崎県知事登録 第 号
登録の種類	新規・更新・登録換え	※登録年月日	年 月 日
不動産の鑑定評価に関する法律 第 22 条第 1 項 第 22 条第 3 項 第 26 条第 1 項 の規定による不動産鑑定業者 の登録の申請をします 登録換え 年 月 日 宮崎県知事 殿 申請者の住所及び氏名 宮崎県〇〇市〇ー〇ー〇 〇〇不動産鑑定 株式会社 代表取締役 宮崎 太郎 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 連絡先を記入 法人の場合：商業登記簿謄本上の本店所在地 ・会社名・代表者名を記入 個人の場合：主たる事務所の所在地・事務所・ 名称・個人名を記入 該当しないものは二重線で消す。 第 22 条第 1 項 新規登録 第 22 条第 3 項 更新登録 第 26 条第 1 項 登録換え			
ふりがな 名称又は商号	〇〇 ふどうさんかんてい かぶしきがいしゃ 〇〇 不動産鑑定 株式会社		
登録申請者 ふりがな 氏 名	だいひょうとりしまりやく みやざきたろう 代表取締役 宮崎 太郎		
役員 の 氏 名 及 び 役 名			
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名
宮崎 太郎	代表取締役		
×× ××	取締役		
申請時の登録	国土交通大臣 宮崎県知事 登録 第 号 (年 月 日登録)		

(裏面の備考を参照のこと)

裏

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の氏名 ^{ふりがな}
名称	所在地	
(主たる事務所) 〇〇不動産鑑定株式会社	宮崎県〇〇市〇ー〇ー〇	みやざき たろう 宮崎 太郎
(従たる事務所) (1)	鑑定を行う主たる事務所の所在地	登録申請者がみずから 実地に不動産の鑑定評 価を行う。
(2)		
(3)		
(4)	従たる事務所欄は、鑑定を行う従たる 事務所がある場合に記入	法人、個人とも申請者が専任不動 産鑑定士となる場合には記入
(5)		
(6)		
(7)		

備考

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 4 第 22 条第 1 項、第 22 条第 3 項、第 26 条第 1 項の文字のいずれか 2 つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。

別記様式第八（第三十条関係）（昭 50 総府令 64・昭 53 総府令 23・平 6 総府令 29・平 9 総府令 58・一部改正、平 18 国交令 3・旧別記様式第六繰下・一部改正）

添付書類（イ）（法第 23 条第 2 項第 1 号）
不動産鑑定業経歴書

法人:会社設立年月日（商業登記簿謄本上の日付）
個人:登録申請日

不動産鑑定業 の沿革	創 業	〇〇 年 〇 月 〇 日									
	組織等の変 更	年 月		変 更 の 概 要							
		〇〇	〇	〇〇不動産鑑定事務所開業							
		〇〇	〇	事務所所在地移転							
				法第 22 条第 3 項の登録更新の場合に、組織等の変 更や事務所移転等があったときに記入する。							

直前 5 年間の不動産鑑定業の概要										
評価目的・件数等 評価の対象	売 買		担 保		補 償		そ の 他		計	
	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬
土 地	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
建 物										
権 利			新規申請の場合、実績は空欄 更新の場合は毎年の実績報告書の数値と整合させる。							
土地及び建物等										
そ の 他										
計										

備考

1 評価の対象の「権利」欄には、土地又は建物に関する所有権以外の権利について行った不動産の鑑定評価について記載すること。

2 評価の対象の「土地及び建物等」欄には、土地及び建物（これらに関する所有権以外の権利を含む。）について一体として行った不動産の鑑定評価について記載すること。

3 評価の対象の「その他」欄には、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の外の不動産について、他人の求めに応じ報酬を得て行った評価等の行為について記載すること。

添付書類（口）（法第23条第2項第2号）

不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名

[illegible]